

# 資料2-3

2水管第2335号  
令和3年2月8日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

## 記

(表) すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.08	50トン未満

2 水管第 1992 号  
令和 2 年 12 月 24 日

兵庫県知事 殿



くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の  
通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (兵庫県分)
くろまぐろ (小型魚)	2.3 トン
くろまぐろ (大型魚)	8.7 トン